

もっと知りたい！ 町からのお知らせ

More Higashiura News

年金生活者支援 給付金制度

10月1日から始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以

下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取るには申請が必要です。案内や手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

●対象
①老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たす方
・65歳以上
・世帯員全員の市町村民税が非課税
・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している前年の所得額が約462万円以下の方

●申し込み
・平成31年4月1日以前から年金を受給している方
日本年金機構からのお知らせが、順次届きます。

●問い合わせ
年金の請求手続きにあわせて、申請してください。
☎ 0570(05)4092
☎ 0570(05)4092

軽自動車税が 変わります

税制改正により10月1日から、自動車取得税（県税）が廃止され、「環境性能割」（町税）が創設されます。また、現行の軽自動車税は、「種別割」へと名称が変更されます。

●環境性能割の対象
「環境性能割」は3輪以上

の軽自動車の取得時に課税されます。（取得価格が50万円を超えるもの）

●環境性能割の税率
軽自動車の取得価格に下表の税率を乗じた額が課税されます。税率は、燃費基準等に応じて決定します。

また、10月1日（令和2年9月30日）の間に家用の乗用車を購入した場合、「環境性能割」の税率1%が軽減されます。

☎ 税務課 内線119



3 輪以上の 軽自動車の車種区分		自家用		営業用
		税率(%)	軽減後の 税率(%)	税率(%)
電気軽自動車、 天然ガス軽自動車		非課税	非課税	非課税
ガソリン車、 ガソリンハイブリッド車	★★★★かつ令和 2 年 度燃費基準+10 %達成 車※			
	★★★★かつ令和 2 年 度燃費基準達成車※	1.0%	0.5%	
	★★★★かつ平成27年 度燃費基準+10 %達成 車※	2.0%	1.0%	1.0 %
	上記以外の軽自動車			2.0%

※ガソリン車、ガソリンハイブリッド車は、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)に限ります。

改正のイメージ

改正前

法人住民税 (均等割)	法人住民税(法人税割) 税率：9.7%
----------------	------------------------

改正後

法人住民税 (均等割)	法人住民税(法人税割) 税率：6%	地方法人税 (国税)
----------------	----------------------	---------------

引き下げられる法人住民税の税率相当分については、そのまま地方法人税(国税)の税率が引き上げられます。

具体例(10月1日事業年度開始の法人の場合)

事業年度：平成30年10月1日～令和元年9月30日

中間・予定申告(令和元年5月末納期)	中間申告税率 9.7%(旧税率) 予定申告税率 6/12(経過措置適用なし)
確定申告(令和元年11月末納期)	9.7%(旧税率)

事業年度：令和元年10月1日～令和2年9月30日

中間・予定申告(令和2年5月末納期)	中間申告税率 6%(新税率) 予定申告税率 3.7/12(経過措置税率適用)
確定申告(令和2年11月末納期)	6%(新税率)

事業年度：令和2年10月1日～令和3年9月30日

中間・予定申告(令和3年5月末納期)	中間申告税率 6%(新税率) 予定申告税率 6/12(経過措置適用なし)
確定申告(令和3年11月末納期)	6%(新税率)

法人住民税 法人税割の 税率改定



平成28年度税制改正により、地域間の税源の偏りを是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げ、

その引き下げ分に相当する額を地方交付税の原資とすることとされました。
町も、この改正に合わせて法人住民税法人税割の税率を9.7%から6%に引き下げます。

●適用開始時期

10月1日以後に開始される事業年度分から適用されます。
・9月30日までに開始した事業年度分↓9.7%を適用
・10月1日以降に開始する

事業年度分↓6%を適用
●**予定申告の経過措置**
今回の改正に伴い、10月1日以降に開始される最初の事業年度の予定申告額については、次の式で計算します。
前事業年度の法人税割額×
3.7÷前事業年度の月数
(改正前は前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数)
問 税務課 内線119

小規模な飲食店にも 消火器具の設置 が義務化されました。

10月1日から火を使用するすべての飲食店に消火器具の設置が必要となりました。

●改正の背景

平成28年12月に発生した

新潟県糸魚川市大規模火災の教訓を踏まえ、小規模飲食店等における消火設備の設置基準が見直されました。

●改正概要

延べ面積150㎡未満の火を使用する設備または器

●消火器具設置後

6か月ごとに点検し、1年に1回消防署へ点検結果報告書の提出が必要です。

問 知多中部広域事務組合

消防本部 予防課

☎ 0569(21)1491

具(防火上有効な措置が講じられたものを除く)を設けた飲食店などについても消火器具の設置が義務付けられました。

※防火上有効な措置とは

・調理油過熱防止装置

・自動消火装置

・その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置(圧力感知安全装置など)

